

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月30日
【会社名】	日本証券金融株式会社
【英訳名】	JAPAN SECURITIES FINANCE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小林 英三
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
【電話番号】	03 (3666) 3184
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 前田 和宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
【電話番号】	03 (3666) 3184
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 前田 和宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年1月30日開催の当社取締役会において、大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）との間で、平成25年7月22日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、大証金を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを定めた合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本合併の相手会社に関する事項

#### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 大阪証券金融株式会社  
 本店の所在地 大阪府中央区北浜二丁目4番6号  
 代表者の氏名 取締役社長 堀田 隆夫  
 資本金の額 5,000百万円（平成24年9月30日現在）  
 純資産の額 17,457百万円（平成24年9月30日現在）  
 総資産の額 232,188百万円（平成24年9月30日現在）  
 事業の内容 証券金融業

#### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体業績）	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益（百万円）	5,127	3,435	3,464
営業利益又は営業損失（ ） （百万円）	376	1,012	24
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	606	795	263
当期純利益（百万円）	564	3,265	309

（注）売上高に相当する項目として営業収益を記載しております。

#### (3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成24年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（%）
野村ホールディングス株式会社	13.46
株式会社だいこう証券ビジネス	8.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.65
有限会社A F G	4.80
株式会社ODKソリューションズ	4.80

#### (4) 当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 該当事項はありません。  
 人的関係 該当事項はありません。  
 取引関係 該当事項はありません。

### 2. 本合併の目的

株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社大阪証券取引所は、平成25年1月1日付けで合併し、株式会社日本取引所グループが発足いたしました。今後、現物市場運営会社、デリバティブ市場運営会社、自主規制法人、清算機関を傘下に持つ企業グループを形成することとなっております。

このような証券取引所の再編の動きを受けて、当社及び大証金は、株式市場の参加者及び投資家の利便性向上並びに市場の効率性向上といった観点から、経営統合に向けた協議を行ってまいりました。その結果、今般、両社は、システム統合等を推進することにより大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、合併することを合意いたしました。

### 3. 本合併の方法、吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の本合併契約の内容

(1) 本合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、大証金を吸収合併消滅会社とする吸収合併といたします。本合併については、その効力発生日の前日までに大証金が発行済第一種優先株式の全てを取得（以下「本優先株式取得」といいます。）のうえ消却することを停止条件として効力が生ずるものとします。

本合併は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易合併の手続きにより株主総会の承認を得ず、大証金については、平成25年3月下旬開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びに第一種優先株主による種類株主総会において承認を受けたうえで行う予定です。

(2) 本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	大証金 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容 (合併比率)	普通株式 1	普通株式 0.39

(注1) 大証金の普通株式1株につき、当社の普通株式0.39株を割当交付いたします。大証金が保有する自己株式（本優先株式取得で取得した第一種優先株式を含みます。）は、本合併の効力発生前に消却される予定であり、これらに対して本合併による株式の割当交付は行われません。なお、上記合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社で協議し合意のうえ、変更することがあります。

(注2) 当社が本合併により新たに発行する普通株式数（予定）：13,607,943株

（当社は、その保有する自己株式650,000株を本合併による株式の割当交付に充当する予定です。）

(注3) 本合併にあたっては、当社の普通株式を交換対価として割当交付することを予定しておりますが、本合併に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主については、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所金融商品市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主は、単元未満株式に係る買取制度（取引所金融商品市場で売却することができない1単元に満たない数の当社の普通株式を当社が株主の請求により買取する制度です。）をご利用することができます。

(注4) 大証金は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本合併の効力発生前時（以下「基準時」といいます。）において有する全ての自己株式（本合併に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する株式及び本優先株式取得により大証金が第一種優先株主から買取する予定の第一種優先株式を含みます。）を基準時まで消却する予定です。本合併により割当交付する普通株式数については、大証金による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注5) 本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる大証金の株主に対しては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(3) その他の本合併契約の内容

本合併の効力発生日

本合併の効力発生日は、平成25年7月22日を予定しております。

本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

大証金は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

その他の事項

その他の本合併に関する事項については、末尾の「合併契約書」に規定しております。

4. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 算定の基礎

本合併の合併比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、大証金は野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社は、みずほ証券から、本合併契約締結にあたり、合併比率算定書の提出を受けております。かかる合併比率算定書における算定結果の概要は以下のとおりです。

みずほ証券は、両社の財務状況、両社の普通株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、当社及び大証金の普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、両社について、金融機関の評価に広く利用される手法である配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のと

おります。なお、下記の合併比率の算定レンジは、大証金の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.433 ~ 0.465
DDM法	0.333 ~ 0.411

なお、市場株価基準法では、平成25年1月29日を算定基準日とし、当社においては株式会社東京証券取引所市場第一部、大証金においては株式会社大阪証券取引所市場第一部におけるそれぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間の終値の単純平均値、同1ヶ月間の終値の単純平均値、同3ヶ月間の終値の単純平均値、同6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

みずほ証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、当社及び大証金各社の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

大証金は、野村證券から、本合併契約締結にあたり、合併比率算定書の提出を受けております。かかる合併比率算定書における算定結果の概要は以下のとおりです。

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を各社の資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析するDDM法及び両社の主要な財務指標を基に貢献度を分析する貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、大証金の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日）	0.431 ~ 0.458
市場株価平均法（基準日）	0.414 ~ 0.467
DDM法	0.278 ~ 0.344
貢献度分析	0.230 ~ 0.357

なお、市場株価平均法については、平成25年1月28日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、当社においては株式会社東京証券取引所市場第一部、大証金においては株式会社大阪証券取引所市場第一部における基準日の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均、並びに両社から「経営統合に向けた協議の開始について」が公表された平成24年10月15日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、当社においては株式会社東京証券取引所市場第一部、大証金においては株式会社大阪証券取引所市場第一部における基準日の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。

野村證券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券は当社から、野村證券は大証金から、当社及び大証金各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDDM法による分析の基礎としております。みずほ証券及び野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる当社の将来の利益計画については、外部環境の変化による貸借取引収益の増大等により、業績は堅調に推移することを見込んでおり、対前年度比較において、大幅な増益となる事業年度が含まれております。また、みずほ証券及び野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる大証金の将来の利益計画については、外部環境の変化による貸借取引収益の増大及び国債の運用益の影響等により、対前年度比較において、大幅な増益となる事業年度が含まれておりますが、特別利益の剥落により一部大幅な減益となる事業年度も含まれております。

(2) 算定の経緯

当社は、みずほ証券による合併比率の算定結果を参考に、大証金は、野村証券による合併比率の算定結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、経済環境や金融環境の変化等を考慮した一定期間の市場株価の推移、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に上記3.(2)「本合併に係る割当ての内容」記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(3) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券及び大証金の第三者算定機関である野村証券は、いずれも当社及び大証金とは独立した算定機関であり、当社及び大証金の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号

日本証券金融株式会社(英文名: JAPAN SECURITIES FINANCE CO., LTD.)

本店の所在地

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

代表者の氏名

代表取締役会長 増淵 稔

代表取締役副会長 堀田 隆夫

代表取締役社長 小林 英三

資本金の額

10,000百万円

純資産の額

未定(現時点では確定していません。)

総資産の額

未定(現時点では確定していません。)

事業の内容

証券金融業

以上

## 合併契約書（写）

日本証券金融株式会社（以下「甲」という。）及び大阪証券金融株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併に関し、平成25年1月30日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併は、乙が、甲と乙の間で別途合意するところに従い、その発行済第一種優先株式全部を当該第一種優先株式の株主から取得（以下「本優先株式取得」という。）し、乙がその全てを消却することを停止条件として、その効力が生ずるものとする。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

#### (1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：日本証券金融株式会社

住所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

#### (2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：大阪証券金融株式会社

住所：大阪市中央区北浜二丁目4番6号

### 第3条（本合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主のうち甲及び乙を除く者に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.39株の割合をもって、割当交付する。
2. 前項の場合において、同項所定の株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従って、その端数を処理するものとする。
3. 乙の発行済第一種優先株式については、乙が本合併の効力発生前に本優先株式取得を行いその全てを消却するため、本合併に際してこれに代わる金銭等の割当交付を行わないものとする。

### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲が本合併に際して増加する資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも0円とする。

### 第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成25年7月22日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（合併契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。但し、同法第796条第4項の規定により、甲の株主総会の決議による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される甲の株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成25年3月下旬開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びに第一種優先株主による種類株主総会において、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第7条（定款の変更）

甲は、本合併に際し甲の定款の変更が必要となった場合には、乙と協議の上定款変更案を策定し、効力発生日の前日までに開催される甲の株主総会において、本合併の効力が発生することを停止条件として当該定款変更を行う旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

### 第8条（会社財産の引継）

乙は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本合併の効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するも

のとする。

#### 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本締結日後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

#### 第10条（自己株式の消却）

乙は、本合併の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有する自己株式の全て（本優先株式取得により取得する自己株式及び本合併に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時まで消却するものとする。

#### 第11条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

1. 本締結日後効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。
2. 前項に規定される場合のほか、本締結日後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態について重大な変動が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた変動について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、法令により必要とされる甲又は乙の株主総会若しくは種類株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、又は法令に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の認可等が得られない場合は、その効力を失う。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成25年1月30日

（甲） 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号  
日本証券金融株式会社  
取締役社長 小林 英三

（乙） 大阪市中央区北浜二丁目4番6号  
大阪証券金融株式会社  
取締役社長 堀田 隆夫